

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		7,157	465,794,944
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		198	6,443,367
債 務 控 除 額		3,997	32,680,040
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		955	3,269,104
課 税 価 格		7,191	442,827,375
相 続 税 額	算 出 税 額	7,114	49,100,935
	2 割 加 算 額	753	691,461
	計	実 7,114	49,792,396
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	258	173,847
	配 偶 者	1,109	9,672,102
	未 成 年 者	59	13,455
	障 害 者	200	245,846
	相 次 相 続	267	510,682
	外 国 税 額	-	-
	計	実 1,777	10,615,931
差 引 税 額	6,145	39,176,465	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	53	540,726	
小 計	6,136	38,635,739	
農 地 等 納 税 猶 予 額	77	647,068	
株 式 等 納 税 猶 予 額	4	882,297	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	6,115	37,214,064
	還 付 税 額	24	107,691
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,695	210,900,000	

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 21 年 分	6,695	406,890,118	44,223,276	11,625,656	5,695	30,972,292	27	53,237	2,413
平成 22 年 分	6,854	415,275,526	45,835,459	12,315,198	5,718	32,243,777	29	56,857	2,513
平成 23 年 分	7,183	452,600,880	57,874,627	14,523,049	6,025	42,000,912	53	95,179	2,627
平成 24 年 分	7,101	433,164,363	49,605,732	13,787,365	5,953	34,161,374	33	52,701	2,664
平成 25 年 分	7,191	442,827,375	49,792,396	10,615,931	6,115	37,214,064	24	107,691	2,695

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	180	11,755,646	148	1,215,034	66
米子	150	8,288,154	128	462,708	59
倉吉	70	3,900,078	62	309,819	23
鳥取県計	400	23,943,878	338	1,987,561	148
松江	190	13,196,092	163	1,250,682	75
浜田	70	3,426,814	58	146,202	30
出雲	121	7,628,232	100	599,552	49
益田	34	2,173,719	29	202,743	12
石見大田	X	X	X	X	X
大東	37	2,089,930	31	139,324	14
西郷	X	X	X	X	X
島根県計	470	29,427,412	398	2,400,854	186
岡山東	328	21,855,139	280	1,830,312	129
岡山西	458	29,497,554	394	2,680,055	176
西大寺	74	3,263,475	60	102,696	26
瀬戸	58	3,273,408	54	230,702	23
児島	57	2,960,178	46	163,176	20
倉敷	436	25,711,481	374	1,945,431	168
玉島	98	4,599,147	76	176,107	35
津山	95	5,786,948	79	321,326	41
玉野	51	3,511,355	42	340,893	22
笠岡	106	7,517,189	91	823,057	40
高梁	22	1,251,014	22	106,966	8
新見	27	1,679,073	21	137,689	10
久世	15	793,821	12	61,122	5
岡山県計	1,825	111,699,782	1,551	8,919,531	703
広島東	257	17,411,515	226	1,751,348	97
広島南	220	14,874,503	194	1,284,227	87
広島西	375	23,792,522	329	2,420,101	136
広島北	434	28,145,185	377	2,482,739	164
呉	222	12,053,856	192	902,058	78
竹原	36	2,779,005	30	437,772	12
三原	79	3,979,240	65	174,154	28
尾道	204	13,135,277	171	1,516,685	65
福山	523	33,456,382	428	2,970,883	182
府中	129	7,737,864	101	507,844	49
三次	32	1,381,037	29	94,396	11
庄原	32	2,039,530	29	117,443	12
西条	110	5,986,339	91	377,505	40
廿日市	350	20,231,094	298	1,587,628	126
海田	231	14,882,466	188	1,275,240	88
吉田	20	1,390,018	18	150,107	7
広島県計	3,254	203,275,833	2,766	18,050,128	1,182
下関	232	12,358,687	191	767,522	83
宇部	130	9,382,082	112	937,077	57
山口	203	11,841,805	170	782,112	78
萩	49	2,637,981	43	120,145	20
徳山	192	10,511,587	161	681,441	72
防府	88	5,695,693	84	546,761	36
岩国	209	11,704,578	176	892,601	73
光	31	3,961,020	28	663,375	16
長門	18	1,189,099	15	64,188	6
柳井	45	2,548,080	41	146,443	19
厚狭	45	2,649,858	41	254,324	16
山口県計	1,242	74,480,470	1,062	5,855,989	476
総計	7,191	442,827,375	6,115	37,214,064	2,695

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	7,198	440,873,843	6,112	36,991,537	2,695
	修正申告による増差額	126	2,292,225	196	363,591	102
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	36 △	338,693	56 △	141,063	29
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,191	442,827,375	実 6,115	37,214,064	実 2,695
過 年 分	申 告 額	251	11,227,648	221	539,741	118
	修正申告による増差額	894	8,573,200	1,339	1,930,847	540
	更正による増差額	4	267,023	8	83,401	4
	更正等による減差額	173 △	2,154,026	210 △	735,179	118
	決 定 額	1	34,402	1	1,581	1
	計	実 1,308	17,948,247	実 1,757	1,820,390	実 711
合 計	申 告 額	7,449	452,101,491	6,333	37,531,278	2,813
	修正申告による増差額	1,020	10,865,425	1,535	2,294,438	642
	更正による増差額	4	267,023	8	83,401	4
	更正等による減差額	209 △	2,492,719	266 △	876,243	147
	決 定 額	1	34,402	1	1,581	1
	計	実 8,499	460,775,622	実 7,872	39,034,454	実 3,406

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	10	13,258	36	8,371	4	4,561
過 年 分	892	130,261	173	54,216	77	142,642
合 計	902	143,519	209	62,586	81	147,202

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	794	66,740,108	1,071,801	403,839	1,038,938	1,742
1 億円超	1,348	186,558,659	2,002,250	1,346,840	8,961,367	4,029
2 "	348	83,877,166	843,587	620,528	8,009,765	1,130
3 "	149	56,278,896	664,195	410,278	8,393,837	517
5 "	33	19,358,143	50,000	232,425	3,771,843	113
7 "	16	12,961,090	367,742	67,558	3,137,680	55
10 "	5	6,939,871	1,387,142	135,150	1,801,101	19
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	2	8,159,910	-	27,900	1,877,007	10
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,695	440,873,843	6,386,716	3,244,518	36,991,537	7,615

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	12	175	316	229	62	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	5	129	318	491	290	80	21	8	5	1	-	-
2 "	2	24	75	126	79	25	8	2	3	-	-	4
3 "	-	7	28	56	34	13	5	3	-	-	2	1
5 "	-	2	2	15	9	4	1	-	-	-	-	-
7 "	-	2	3	3	5	1	1	1	-	-	-	-
10 "	-	-	2	-	1	1	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	19	339	744	921	480	124	37	15	8	1	2	5

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5 - 3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	769	17,549,248
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	981	12,373,804
	宅地（借地権を含む。）	2,451	114,349,555
	山林	873	1,293,238
	その他の土地	879	12,582,700
	計	<b>2,507</b>	<b>158,148,545</b>
家屋、構築物		2,382	23,677,872
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	347	617,434
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	59	246,869
	売掛金	99	370,585
	その他の財産	188	1,161,356
	計	<b>477</b>	<b>2,396,244</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	508	21,866,984
	同上以外の株式及び出資	1,743	24,530,799
	公債及び社債	685	10,822,217
	投資・貸付信託受益証券	942	17,840,117
	計	<b>2,162</b>	<b>75,060,117</b>
現金、預貯金等		2,688	143,483,022
家庭用財産		1,742	788,538
その他の財産	生命保険金等	787	22,323,227
	退職手当金等	190	7,255,004
	立木	168	115,647
	その他	2,320	30,374,149
	計	<b>2,417</b>	<b>60,068,027</b>
<b>合計</b>		<b>2,695</b>	<b>463,622,364</b>
相続時精算課税適用財産価額		162	6,386,716
債務等	債務	2,347	27,536,481
	葬式費用	2,633	4,843,275
	計	<b>2,671</b>	<b>32,379,756</b>
差引純資産価額		2,695	437,629,325
暦年課税分贈与財産価額		536	3,244,518
課税価格		2,695	440,873,843

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。